④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 5 July, 2021

⑻　Contact point for the notice : Kenichi Hatanaka, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年５月12日
（契約責任者）中日本高速道路株式会社
八王子支社長　湯川　保之

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中央自動車道（特定更新等）勝沼工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
中央自動車道　西宮線
自）山梨県大月市大月町花咲
至）山梨県甲州市勝沼町上岩崎
⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道　祝橋の橋梁更新工事のための軽量盛土を行う工事である。
⑸　工事概算数量　ＦＣＢ盛土工　約50千㎥
⑹　工期　契約締結日の翌日から1680日間（週休２日制モデル工事）
⑺　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システム、郵送又は当社ホームページを通じて行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑽　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⑾　本工事は、電子契約によることができる。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照)
⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

２　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　土木補修工事において、開札時に「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の土木補修工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（土木補修工事）であること。)。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　土木補修工事において、開札時に「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の土木補修工事を有している者の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成18年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次に示す項目の同種工事の施工実績を有すること。ただし同一工事で各施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)
①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
国、ＮＥＸＣＯ（東・中・西)会社又は、首都・阪神・本州四国連絡高速道路㈱が発注し、軽量盛土材を用いた盛土を行った工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
道路において軽量盛土材を用いた盛土を行った工事
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む。)している期間とする。
②　配置予定技術者の工事経験
単体及び特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合
現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち、１名以上が、元請けとしてしゅん功認定された次に示す同種工事の経験を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
・道路において軽量盛土材を用いた盛土を行った工事
③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。